

令和7年度

『ごみのない きれいなまち 愛するうるま市』正しいごみ分別・不法投棄
防止標語・絵画作品コンクール実施要綱

(目的)

第1条 「うるま市では、ごみの不適切な処理や不法投棄による生活・自然環境悪化」

の問題について市内小・中・高校生に知ってもらうとともに、市民へのごみ分別の適正処理による正しいごみ分別と不法投棄の拡大・未然防止に繋げる広報活動の充実と、活性化を願い『ごみのない きれいなまち 愛するうるま市』の標語・絵画作品コンクール（以下『コンクール』）を行うものとする。

(対象)

第2条 うるま市在住の小・中・高校に在学している児童・生徒を対象とする。

(募集等)

第3条 各小・中・高校生に募集を依頼し、その応募を受けつけるものとする。

2 応募期間は令和7年10月20日（月）～令和7年11月28日（金）までとする。

3 応募方法は、不法投棄対策室及び環境政策課に提出するものとする。

(作品の規格等)

第4条 未発表の絵画作品とし、次の各号に定める規格にて、応募するものとする。

(1) 絵画のサイズは、四つ切り画用紙（392mmx542mm）を使用する。

2 画材は色鉛筆・水彩絵具・クレヨンなど自由。

3 絵画と一緒にごみ分別の適正・不法投棄拡大・未然防止に関する標語も可とし、小学1年生以上～高校生とする。

(2) 標語・絵画の裏面に、住所、氏名、学校名、学年、絵画の説明を記載するものとする。

(選考方法等)

第5条 うるま市不法投棄防止推進連絡協議会委員10人、うるま市職員等より2人の合計12人の選考委員で行う。

(1) 選考委員は、令和8年1月に選考委員会を開き、応募された作品の選考を行う。

(2) 選考の方法及び選考基準については、選考委員会で決定する。

(表彰等)

第6条 標語・絵画の最優秀賞各1作品(うるま市長賞)、特別賞各2作品(うるま市教育長・うるま市不法投棄防止推進連絡協議会)、優秀賞各2作品を選考し、副賞を贈呈するものとする。

(1) 表彰は、令和8年1月〇日、庁議室にて行う。

(2) 令和8年2月〇日生涯学習フェスティバル及び令和8年5月30日「ごみゼロの日」の不法投棄防止合同パトロール出発式・環境の日(6月〇日の期間)等に合わせ市役所内に標語・ポスターを掲示する。

(3) 入賞作品をA3・A4ポスター等にし、不法投棄場所の拡大・未然防止として掲示する。

(4) 標語・絵画各入賞作品に対する副賞は、予算の範囲内において次のとおりとする。

ア 最優秀賞は標語・絵画各1作品、2,000円以内の副賞とする。

イ 特別賞は標語・絵画各2作品、2,000円以内の副賞とする。

ウ 優秀賞は標語・絵画各2作品、1,000円以内の副賞とする。

エ 参加賞は残りの応募作品、500円以内の副賞とし予算範囲内とする。

(その他)

第7条 応募作品の返却は不可とする。

(審査の対象外)

第8条 応募作品の内、次のものについては審査の対象外とする。

- ・アニメのキャラクター
- ・シンボルマーク等を使用した作品
- ・既に他のコンクールに応募している作品
- ・他のコンクール受賞作品等との類似作品
- ・その他、当コンクールテーマにそぐわない作品

(審査の結果等)

第9条 審査結果については、直接本人に令和8年1月中に通知する。

また、入賞者の氏名、学校名及び学年並びに入賞作品については、うるま市ホームページ、及び、広報うるま等へ情報提供を行う。

(事務局)

第10条 コンクールに関する事務は、不法投棄対策室及び環境政策課で行う。